

熊本県公報

第10973号
平成15年4月25日(金)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

告 示	
○熊本県貸金業事務取扱要項の一部を改正する要項	(経営金融課) 1
○自転車歩行者専用道路の指定	(道路総務課) 13
○道路の供用開始	(") 13
○指定居宅サービス事業所に係る変更の届出	(介護保険課) 14
○兼用工作物管理協定の締結	(河川課) 14
○ " " " " " "	(") 14
○町の区域の設定	(市町村総室) 15
○大門港公有水面埋立免許	(港湾課) 15
○田浦港港湾施設の概要	(") 16
公 告	
○都市計画の図書の写しの縦覧	(都市計画課) 18
○肥料登録更新	(経営技術課) 18
○ " " " " " "	(") 18
○県卸売市場条例に基づく役員の変更	(農業団体金融課) 19
○ " " " " " "	(") 19
○開発行為に関する工事の完了	(建築課) 19
○県営土地改良事業計画	(農村計画課) 19
○熊本県庁舎で使用する電気に係る落札者等の決定	(管財課) 19

告 示

熊本県告示第457号

熊本県貸金業事務取扱要項の一部を改正する要項を次のように定める。
平成15年4月25日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県貸金業事務取扱要項の一部を改正する要項
熊本県貸金業事務取扱要項(平成12年熊本県告示第757号)の一部を次のように改正する。

第10条第3号イ中「委任した旨の通知」の次に、「、司法書士法第3条第1項第6号及び第7号に規定する業務(簡裁訴訟代理関係業務)に関する権限を同法第3条第2項に規定する司法書士に委任した旨の通知」を加える。

別記様式第9号を次のように改める。

別記様式第9号（第21条関係）

（日本工業規格A4）

年 月 日

熊本県知事 様

所在地
名称
協会長名 印

指定契約締結届出書

指定契約を締結しましたので、下記のとおり届け出ます。

記

1. 指定契約を締結した貸金業協会と信用情報機関の概要

協会・機関名項目	社団法人熊本県貸金業協会	〇〇信用情報機関
① 名称及び代表者名		
② 所在地及び電話番号		
③ 設立年月日		
④ 指定契約締結年月日		

(参考) これまでの指定契約状況

信用情報機関名	指定契約締結年月日

2. 信用情報機関の概要

① 名称			
② 代表者名			
③ 所在地	(郵便番号) 電話番号 () -		
④ 設立年月日			
⑤ 資本金			
⑥ 営業地域			
⑦ 株主(出資者)構成			
氏 名	保有する議決権の数	総株主等の議決権の数に対する割合	
		%	
その他 (名)			
計 (名)		100	
⑧ 組織・機構・人員			
⑨ 役員			
役 職		氏 名	
⑩ 事業内容			

⑩ 会員に関する事項

1. 会員資格

()

2. 会員数

()

⑪ 登録情報に関する事項

1. 登録情報項目

顧客の識別のための情報	取引状況に関する情報	延滞等の事故情報	その他
2. 登録情報量	件 (名寄せの有無: 有 ・ 無)		
3. 事故情報量	件		

⑫ 利用料金に関する事項

()

- (注) 1. 組織形態が株式会社組織でない場合は、各々の組織形態にあわせて記載することとする。
2. 「株主(出資者)構成」は、保有する議決権の数の多い順に従い、5名を記入する。
3. 「議決権」とは、貸金業の規制等に関する法律施行規則第2条第1号に規定する議決権をいう。
4. 「総株主等の議決権」とは、貸金業の規制等に関する法律施行規則第2条第1号に規定する総株主等の議決権をいう。
5. 「組織・機構・人員」については別葉にして組織図等の書類を添付する。
6. 「会員数」は会社数及び店舗数を業種別に記載する。
7. 登録情報量、事故情報量については、見込数を記載する(既に設置している場合は直近の実績とする)。
8. 利用料金については、例えば加盟料金、基本料金、年会費、照会料金、開示料金等に別けて記載する。
9. 本紙に記載しきれないときは、別の書面に記載し、添付する。

3. 添付書類

- (1) 指定契約書の写し
- (2) 貸金業協会の定款、規則(過剰貸付けの防止及び信用情報機関に関するもの)
- (3) 信用情報機関の定款
- (4) 信用情報機関の業務運営に関する規則
- (5) 信用情報機関の業務の内容等を周知する書類(パンフレット等)

別記様式第10号を次のように改める。

別記様式第10号（第21条関係）

（日本工業規格A4）

年 月 日

熊本県知事 様

所在地
名称
協会長名

印

信用情報機関の設置届出書

信用情報機関を設置しましたので、別添のとおり届け出ます。

⑩ 会員に関する事項

1. 会員資格

()

2. 会員数

()

⑫ 登録情報に関する事項

1. 登録情報項目			
顧客の識別のための情報	取引状況に関する情報	延滞等の事故情報	その他
2. 登録情報量	件 (名寄せの有無: 有 ・ 無)		
3. 事故情報量	件		

⑬ 利用料金に関する事項

()

(注) 1. 組織形態が株式会社組織でない場合は、各々の組織形態にあわせて記載することとする。なお、貸金業協会内に信用情報機関を設置した場合は、上記の項目に関し、次により記載することとする。

- (1) ①については、協会名及び信用情報機関の名称を記載する。
- (2) ②については、協会の代表者名及び信用情報機関の責任者名を記載する。
- (3) ⑤、⑦については、記載は不要とする。
- (4) ⑧、⑩については、協会及び信用情報機関各々について記載する。
- (5) ⑨については、協会について記載する。
- (6) その他の項目については、信用情報機関について記載する。

- 2. 「株主(出資者)構成」は、保有する議決権の数の多い順に従い、5名を記入する。
- 3. 「議決権」とは、貸金業の規制等に関する法律施行規則第2条第1号に規定する議決権をいう。
- 4. 「総株主等の議決権」とは、貸金業の規制等に関する法律施行規則第2条第1号に規定する総株主等の議決権をいう。
- 5. 「組織・機構・人員」については別葉にして組織図等の書類を添付する。
- 6. 「会員数」は会社数及び店舗数を業種別に記載する。
- 7. 登録情報量、事故情報量については、見込数を記載する(既に設置している場合は直近の実績とする)。
- 8. 利用料金については、例えば加盟料金、基本料金、年会費、照会料金、開示料金等に分けて記載する。
- 9. 本紙に記載しきれないときは、別の書面に記載し、添付する。

2. 添付書類

- 1 定款
- 2 信用情報機関の業務運営に関する規則
- 3 信用情報機関の業務の内容等を周知する書類(パンフレット等)

別記様式第13号を次のように改める。

別記様式第13号(第23条関係)

(日本工業規格A4)

貸金業関係苦情受付処理状況票

受付	平成 年 月 日	来庁・電話・文書・メール	完結	平成 年 月 日	
申出人	氏名	債務者	氏名	年齢 才	
	住所 TEL		住所 TEL		
同行者	氏名	債務者との関係	同行者	氏名 債務者との関係	
債務状況	債務額	社(者)	万円	職業	
	うち貸金業者	社(者)	万円		勤務先
苦情の相手方	業者名	債務者の状況	収入	月額	
	住所		万円	うち返済可能額	
	登録番号 (O印を付す)		1 財務(支)局長 () 号 知事	返済状況	万円
	業態 (O印を付す)		2 無登録の疑いのある者	その他	
	担当者		債務額	万円	業者への氏名・内容等の開示
苦情の内容 (O印を付す)	1 債務整理に係るもの 2 法令等違反に係るもの以外のもの (1)保証契約(保証業者) (2)帳簿の開示 (3)その他 3 法令等違反に係るもの (1)取立て行為 (2)契約内容 (3)金利 (4)年金担保 (5)その他	(具体的内容)	警察・都道府県等への情報提供		<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可
			警察・都道府県等への氏名・内容等の開示		<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/> 一部不可()
			警察・都道府県等から申出人への接触		<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可
紹介先 (O印を付す)	1 貸金業協会 2 弁護士会 3 裁判所 4 警察 5 都道府県等 6 公的融資制度等 7 その他	(具体的内容)			
処理結果 (O印を付す)	1 事実関係の確認 2 業者への協力要請 3 指導による是正 4 行政処分 5 警察への情報提供 6 紹介先の案内 7 その他	(処理経過)			

別記様式第15号を次のように改める。

別記様式第15号(第23条関係)

(日本工業規格A4)

貸金業関係苦情処理総括表(年 月分)

1 受付状況

(単位:件)

	財務(支)局長登録業者に係るもの		都道府県知事登録業者に係るもの		無登録の疑いのある者 に係るもの	計	
		うち日賦貸 金業者		うち日賦貸 金業者			うち日賦貸 金業者
来 庁							
電 話							
文 書							
メー ル							
計							

2 苦情内容・処理結果

(単位:件)

		財務(支)局長登録業者に係るもの		都道府県知事登録業者に係るもの		無登録の疑いのある者 に係るもの	計	
			うち日賦貸 金業者		うち日賦貸 金業者			うち日賦貸 金業者
苦 情 の 内 容	1 債務整理に係るもの							
	2 法令等違反に係るもの以外のもの							
	(1) 保証契約(保証業者)							
	(2) 帳簿の開示							
	(3) その他							
	3 法令等違反に係るもの							
	(1) 取立て行為							
	(2) 契約内容							
	(3) 金利							
	(4) 年金担保							
(5) その他								
	計							
紹 介 先	1 貸金業協会							
	2 弁護士会							
	3 裁判所							
	4 警察							
	5 財務局等							
	6 公的融資制度等							
	7 その他							
		計						
処 理 結 果	1 事実関係の確認							
	2 業者への協力要請							
	3 指導による是正							
	4 行政処分							
	5 警察への情報提供							
	6 紹介先の案内							
	7 その他							
		計						